

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月5日
【事業年度】	第47期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	三光産業株式会社
【英訳名】	SANKO SANGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山原 剛之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号
【電話番号】	東京03（3403）8134（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務本部長兼総務部長兼経営企画室長 平井 孝正
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号
【電話番号】	東京03（3403）8134（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務本部長兼総務部長兼経営企画室長 平井 孝正
【縦覧に供する場所】	三光産業株式会社大阪支店 （大阪府東大阪市水走三丁目14番1号） 株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第47期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(8) <省略>

（訂正後）

(1)～(8) <省略>

#### (9) その他

##### ① 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

##### ② 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

##### ③ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

##### ④ 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

⑤ 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定款に定めております。これは、監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。